

第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書

大阪府知事 様

申請日	令和3年 月 日
-----	----------

<申請者> 〃
 本店所在地（個人事業主の住所）
 事業者名（法人名又は屋号）
 代表者名（個人事業主の氏名）

第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書の申請にかかる要件については、次のとおりです。

1. 対象施設（店舗）の情報 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ <small>※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。例：大阪食堂 大手前店</small>
対象店舗所在地	〒 〃 大阪府 (店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり (<small>※HPのURLやグルメサイト、SNSなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。</small>) <input type="checkbox"/> 情報なし <small>※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗の賃貸借契約書などの写し」を追加で提出してください。店舗が自己所有の場合は、賃貸借契約書などの代わりに、発行3か月以内の「店舗の不動産登記簿謄本（建物）」を提出してください。なお、第1期又は第2期の協力金を申請している場合は、内観写真と賃貸借契約書の写し等の提出を省略できます。</small>
対象店舗の営業開始日	<input type="checkbox"/> 令和3年3月1日までに営業を開始した。 <input type="checkbox"/> 令和3年3月1日までに営業を開始しなかった。⇒ 開店日 令和3年 月 日
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 令和3年4月3日までに閉店*しなかった。 <small>※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。</small> <input type="checkbox"/> 令和3年4月3日までに閉店*した。 ⇒ 閉店日 令和3年 月 日
申請者と対象店舗の関係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 通常の営業時間に、午後9時から翌午前5時までの時間が含まれている (通常の営業時間が、午前5時から午後9時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。)
業態	【対象施設（店舗）一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 <番号> 「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の営業許可番号	許可日 年 月 日

2. 要請を遵守した内容 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間	<input type="checkbox"/> 令和3年3月1日から令和3年4月4日まで <input type="checkbox"/> 令和3年3月1日から閉店日まで <input type="checkbox"/> 開店日から令和3年4月4日まで
要請を遵守した内容	<input type="checkbox"/> ①上記の全ての期間において、休業した。 <input type="checkbox"/> ②上記の全ての期間において、営業時間短縮（午前5時から午後9時まで）を行った。 <input type="checkbox"/> ③上記の期間において、休業及び営業時間短縮（午前5時から午後9時まで）を行った。
初回の営業時間短縮日	③を選択された場合は、要請期間中において、最初に営業を行った日をご記入ください。 <small>※ステッカーを導入する前に営業を行っていた場合、やむを得ない理由を申し立てていただく必要があります。</small> 令和3年 月 日
酒類の提供	<input type="checkbox"/> ①酒類の提供を行っていなかった。 <input type="checkbox"/> ②酒類の提供を行っていたが、提供は午後8時30分までとしていた。

3. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。						
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/> ①ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できなかった。						
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。 <input type="checkbox"/> ①パソコン、スマートフォンなどIT環境がなく登録に時間を要したため。 <input type="checkbox"/> ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 <input type="checkbox"/> ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 <input type="checkbox"/> ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ※（ ）内に理由を記載してください。 （ ）						

【対象施設（店舗）一覧表】

	対象施設（店舗）	備考	
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後9時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午後8時30分まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
3	※宅配・テイクアウトサービスは除く		
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外		
5			飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
6			喫茶店（カラオケ喫茶含む）
7			1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
8			キャバレー
9			ナイトクラブ
10			ダンスホール
11			スナック
12			バー
13			ダーツバー
14			パブ
15			サロン
16			ホストクラブ
17			ディスコ
		出会い系喫茶	
		カラオケボックス	
		ライブハウス	
	4～16以外のその他遊興施設		

【3月1日～3月21日分】

※複数の店舗を申請する場合は、店舗数分必要です。

第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書

大阪府知事 様

申請日 令和3年 月 日

<申請者> 〒
 本店所在地（個人事業主の住所）
 事業者名（法人名又は屋号）
 代表者名（個人事業主の氏名）

第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書の申請にかかる要件については、次のとおりです。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ ※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。例：大阪食堂 大手前店
対象店舗所在地	〒 大阪府 (店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり (※HPのURLやグルメサイト、SNSなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。) <input type="checkbox"/> 情報なし ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗の賃貸借契約書などの写し」を追加で提出してください。店舗が自己所有の場合は、賃貸借契約書などの代わりに、発行3か月以内の「店舗の不動産登記簿謄本（建物）」を提出してください。なお、第1期又は第2期の協力金を申請している場合は、内観写真と賃貸借契約書の写し等の提出を省略できます。
対象店舗の営業開始日	<input type="checkbox"/> 令和3年3月1日までに営業を開始した。 <input type="checkbox"/> 令和3年3月1日までに営業を開始しなかった。⇒ 開店日 令和3年 月 日
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 令和3年4月3日までに閉店※しなかった。 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 <input type="checkbox"/> 令和3年4月3日までに閉店※した。 ⇒ 閉店日 令和3年 月 日
申請者と対象店舗の関係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 通常の営業時間に、午後9時から翌午前5時までの時間が含まれている (通常の営業時間が、午前5時から午後9時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。)
業態	【対象施設（店舗）一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 <番号> 「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の営業許可番号	許可日 年 月 日

2. 要請を遵守した内容（□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間	<input type="checkbox"/> 令和3年3月1日から令和3年3月21日まで ※3月22日以降に閉店し、3月21日までのみ要請を遵守した場合は、ここに✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 開店日から令和3年3月21日まで
要請を遵守した内容	<input type="checkbox"/> ①上記の全ての期間において、休業した。 <input type="checkbox"/> ②上記の全ての期間において、営業時間短縮（午前5時から午後9時まで）を行った。 <input type="checkbox"/> ③上記の期間において、休業及び営業時間短縮（午前5時から午後9時まで）を行った。
初回の営業時間短縮日	③を選択された場合は、要請期間中において、最初に営業を行った日をご記入ください。 ※ステッカーを導入する前に営業を行っていた場合、やむを得ない理由を申し立てていただく必要があります。 令和3年 月 日
酒類の提供	<input type="checkbox"/> ①酒類の提供を行っていなかった。 <input type="checkbox"/> ②酒類の提供を行っていたが、提供は午後8時30分までとした。

3. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。						
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/> ①ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できなかった。						
やむを得ない理由	<input checked="" type="checkbox"/> ②「ステッカー導入期限（令和3年3月1日又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。 <input type="checkbox"/> ①パソコン、スマートフォンなどIT環境がなく登録に時間を要したため。 <input type="checkbox"/> ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 <input type="checkbox"/> ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 <input type="checkbox"/> ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ※（ ）内に理由を記載してください。 （ ）						

【対象施設（店舗）一覧表】

	対象施設（店舗）	備考	
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後9時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午後8時30分まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
3	※宅配・テイクアウトサービスは除く		
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
5			キャバレー
6			ナイトクラブ
7			ダンスホール
8			スナック
9			バー
10			ダーツバー
11			パブ
12			サロン
13			ホストクラブ
14			ディスコ
15			出会い系喫茶
16			カラオケボックス
17			ライブハウス
		4～16以外のその他遊興施設	